
横手市歴史的風致維持向上計画

平成 30 年 7 月 認定
令和 6 年 3 月 変更

秋田県横手市

はじめに

横手市は、古くから羽州街道や雄物川を基盤として、秋田県南地域の交流、物流の拠点として栄え、恵まれた自然環境に加え豊饒な土壌や水利条件から、県内有数の農産物の産地として発展してきました。近年は、農地の集積による大規模化や団地化、自動車関連企業等の進出、観光振興による交流人口の増加など、幸せな地域社会の実現を目指したまちの将来像である「みんなの力で未来を拓く人と地域が燦くまちよこて」の実現に向けて取り組んでおります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めがかからず、生活様式の変化や価値観の多様化などに伴い、歴史的背景により育まれてきた建造物の老朽化や伝統的な地域行事の担い手の減少など、地域における人々の活動と歴史上価値の高い建造物が一体となって形成してきた歴史的風致が失われつつあります。

このため本市では、歴史的風致を維持・向上させ、未来へと継承する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「横手市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

計画では、本市が維持向上すべき歴史的風致として3つの地域別に9つに整理しており、今後は、この計画に沿ってさまざまな事業を展開しながら、地域に残る歴史的・文化的資源を積極的に活用し、地域の特性を生かした人と地域が燦くまちづくりを更に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際しご尽力、ご助言をいただいた「横手市歴史的風致維持向上協議会」の皆さまを始め、貴重なご意見やご提言、資料のご提供をいただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

平成30年7月

横手市長

高橋 大



横手市歴史的風致維持向上計画

目次

序章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画策定の体制	2
5	計画策定の経緯	4
第1章	横手市の歴史的風致形成の背景	5
1	自然的環境	5
1.	位置及び市勢	5
2.	地形・地質	6
3.	河川	7
4.	気候	7
2	社会的環境	9
1.	市の沿革	9
2.	土地利用	10
3.	人口	11
4.	交通	12
5.	産業	14
3	歴史的環境	18
1.	原始	18
2.	古代	18
3.	中世	20
4.	近世	20
5.	近現代	23
6.	歴史に関連した主な人物	26
4	文化財等の分布状況	28
1.	横手市内の指定等文化財	28
2.	国指定等文化財	29
3.	県指定文化財	31
4.	市指定文化財	34
5.	未指定の文化財	39
6.	特産品、工芸品、菓子・料理等	40

第2章 横手市の維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・43

- 1 横手市における歴史的風致の構造・・・・・・・・・・・・・43
 1. 親郷、寄郷と在郷町・・・・・・・・・・・・・43
 2. 集落形態による分類・・・・・・・・・・・・・44
 3. 集落形態ごとの特性から見た歴史的風致・・・・・・・・・・・・・45
- 2 維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・48
 1. 北部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・49
 - 1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・49
 - 1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・67
 2. 南部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・77
 - 2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・77
 - 2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・87
 - 2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・107
 3. 中西部地域の歴史的風致・・・・・・・・・・・・・118
 - 3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・118
 - 3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・127
 - 3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・134
 - 3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致・・・・・・・・・・・・・143

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・157

- 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する課題・・・・・・・・・・・・・157
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する課題・・・・・・・・・・・・・158
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する課題・・・・・・・・・・・・・158
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する課題・・・・・・・・・・・・・159
- 2 既存計画との関連性・・・・・・・・・・・・・160
 1. 第2次横手市総合計画・・・・・・・・・・・・・160
 2. 第2期横手市教育ビジョン・・・・・・・・・・・・・162
 3. 横手市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・163
 4. 横手市景観計画・・・・・・・・・・・・・164
 5. 新・横手市観光振興計画・・・・・・・・・・・・・165
 6. 横手農業振興地域整備計画・・・・・・・・・・・・・166
- 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する方針・・・・・・・・・・・・・167
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する方針・・・・・・・・・・・・・168
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する方針・・・・・・・・・・・・・169

- 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する方針・・・・・・・・・・ 169
- 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・ 170

第4章 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・ 171

- 1 重点区域の位置及び区域と重点区域設定の考え方・・・・・・・・・・ 171
 - 1. 歴史的風致の分布・・・・・・・・・・ 171
 - 2. 重点区域設定の考え方・・・・・・・・・・ 172
 - 3. 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・ 174
- 2 重点区域の設定の効果・・・・・・・・・・ 179
- 3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・ 180
 - 1. 都市計画との連携・・・・・・・・・・ 180
 - 2. 景観計画との連携・・・・・・・・・・ 183
 - 3. 屋外広告物の制限・・・・・・・・・・ 186
 - 4. 農業振興地域整備計画との連携・・・・・・・・・・ 188
 - 5. 横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画との連携・・・・・・・・・・ 190
 - 6. 大鳥井山遺跡保存管理計画との連携・・・・・・・・・・ 190

第5章 文化財の保存と活用に関する事項・・・・・・・・・・ 191

- 1 市全体に関する事項・・・・・・・・・・ 191
 - 1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針・・・・・・・・・・ 191
 - 2. 文化財の修理（整備）に関する方針・・・・・・・・・・ 193
 - 3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針・・・・・・・・・・ 193
 - 4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針・・・・・・・・・・ 194
 - 5. 文化財の防災に関する方針・・・・・・・・・・ 194
 - 6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針・・・・・・・・・・ 195
 - 7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針・・・・・・・・・・ 195
 - 8. 文化財の保存・活用に向けた市の体制と今後の方針・・・・・・・・・・ 195
 - 9. 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針・・・・・・・・・・ 196
- 2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・ 197
 - 1. 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画・・・・・・・・・・ 198
 - 2. 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 198
 - 3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 199
 - 4. 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 199
 - 5. 文化財の防災に関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 200
 - 6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 200
 - 7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画・・・・・・・・・・ 201
 - 8. 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画・・・・・・・・・・ 202

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項・・・・・・・・・・203

- 1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針・・・・・・・・・・203
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業・・・・・・・・・・203
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業・・・・・・・・・・203
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業・・・・・・・・・・204
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業・・・・・・・・・・204
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業・・・・・・・・・・204
- 2 事業一覧・・・・・・・・・・207
 1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事業・・・・・・・・・・207
 2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事業・・・・・・・・・・214
 3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事業・・・・・・・・・・220
 4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事業・・・・・・・・・・226
 5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事業・・・・・・・・・・229

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・235

- 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び指定の基準・・・・・・・・・・235
- 2 指定の対象・・・・・・・・・・235
- 3 指定の候補一覧・・・・・・・・・・236
- 4 指定一覧・・・・・・・・・・240

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針となるべき事項・・・・・・・・・・243

- 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・・・243
- 2 個別事項・・・・・・・・・・243
- 3 届出不要の行為・・・・・・・・・・244

資料編・・・・・・・・・・245

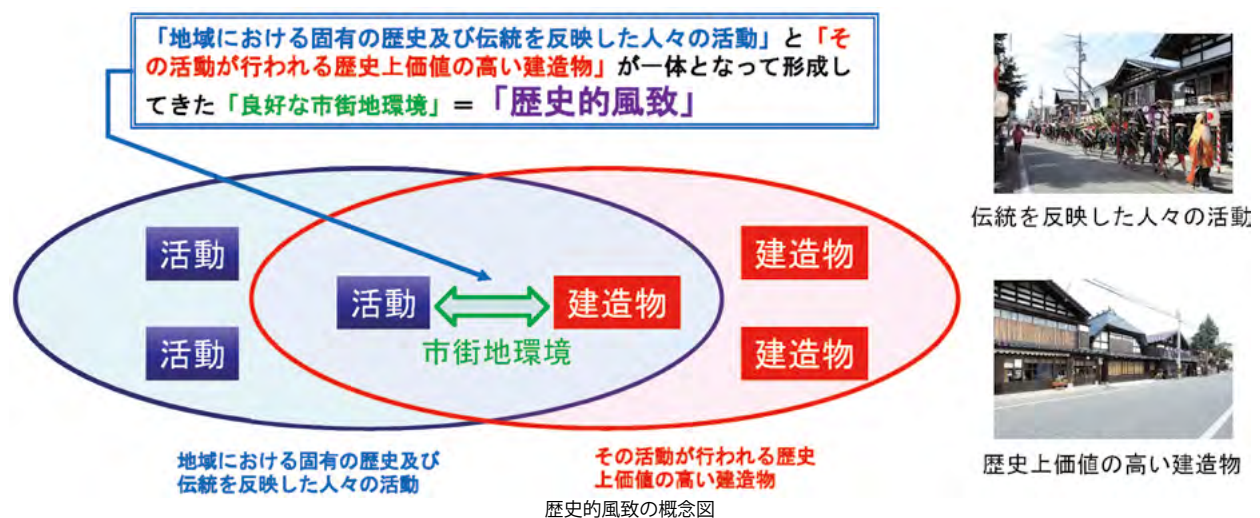
- 1 国・県・市指定等文化財一覧・・・・・・・・・・245
- 2 主な参考文献・・・・・・・・・・253
- 3 写真・資料提供・・・・・・・・・・256
- 4 調査・取材協力・・・・・・・・・・256
- 5 認定後の経過・・・・・・・・・・257

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

横手市は、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。平安時代には、後三年合戦（1083-1087）がこの地域を舞台に繰り広げられ、また、中世に小野寺氏が横手城を築城して以降は城下町として繁栄したほか、市の西部を流れる雄物川と東部を貫く羽州街道を基盤に、人・物・文化が行き交い、街道の結節点となる各地で近世以降定期市が開設され、常に新しい情報と融合しながら横手独自の文化を築いてきた。一方で、波宇志別神社のように古代から連綿とその伝統を受け継ぐ社寺もある。

こうした歴史的背景により育まれた横手の多様な文化は、横手城の旧城下周辺での「送り盆行事」や小正月行事の「かまくら」、街道の結節点として栄えた増田地区や浅舞地区、沼館地区で行われる神社の祭礼など、歴史と伝統を受け継ぐ人々の活動に体现されており、これらの活動は、旧来の町割りや歴史的な建造物や町並みと一体となって良好な歴史的風致を形成している。



しかし、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化など、社会環境の変化等が進む中、市内の歴史的風致の核となる歴史的建造物の老朽化や伝統的な地域行事の担い手の減少などが生じており、旧城下や各地域に残る良好な町並みの保全、伝統行事の継承にも課題が見られるなど、本市固有の歴史的風致が失われる恐れもある。

こうした本市を取り巻く状況を踏まえながら、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下『歴史まちづくり法』という。）」に基づき、本市固有の歴史的風致を守り育て、未来へと継承するために「横手市歴史的風致維持向上計画」を策定し、本市が持つ歴史的資源を積極的に活用した、横手らしいまちづくりを推進する。

序章

2 計画の位置づけ

本市では、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、長期的なまちづくりの指針として平成28年（2016）に第2次横手市総合計画を策定し、持続可能なまちづくりと魅力あるまちづくりに取り組んでいる。その中で、基本目標の一つに「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」を掲げ、歴史文化を活かしたまちづくりを進めることとしている。

横手市歴史的風致維持向上計画は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するための計画とし、関連する平成31年（2019）に改正した都市計画マスタープラン、平成24年（2012）に策定した横手市景観計画、令和3年（2021）に改訂した第3次横手市観光振興計画などと連携し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

3 計画期間

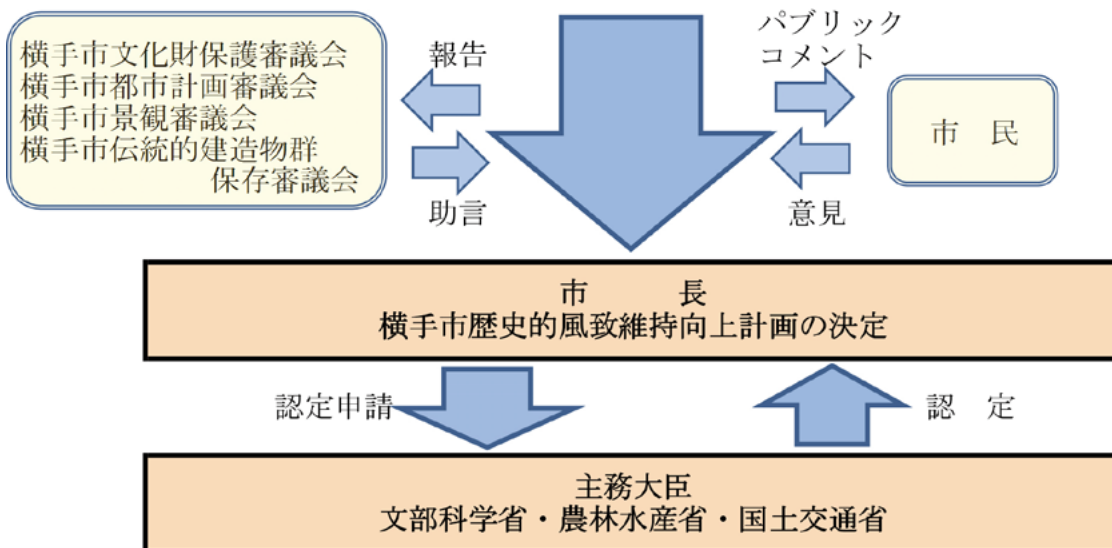
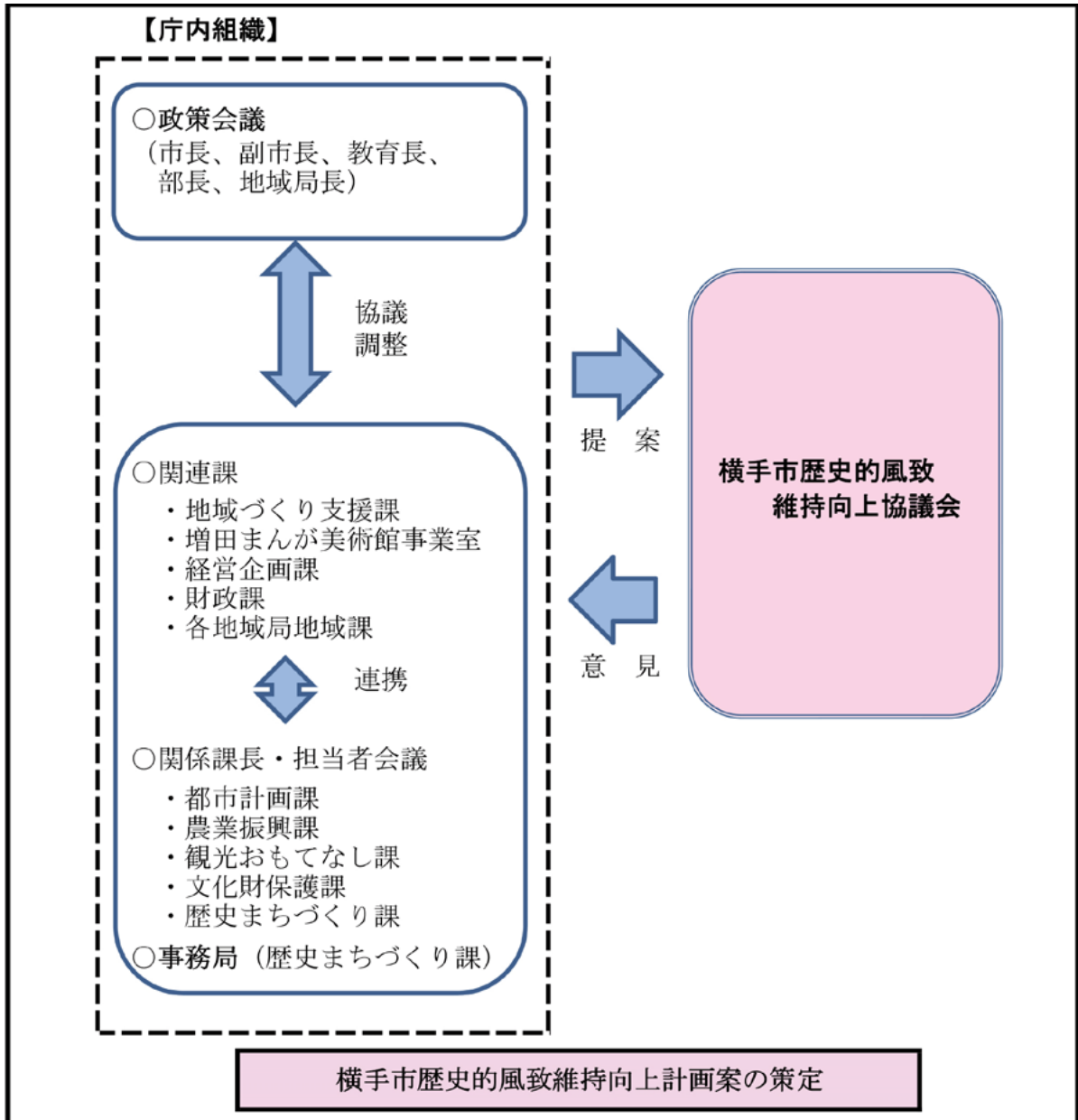
本計画の計画期間は、平成30年（2018）度から令和9年（2027）度までの10年間とする。

4 計画策定の体制

本計画は、庁内組織において課題の整理及び歴史的風致、施策・事業案等の検討を行い、学識経験者や各種団体等の意見を反映させるための歴史まちづくり法第11条に基づく「横手市歴史的風致維持向上協議会」において計画案の協議をし、各種審議会の助言及びパブリックコメントによる市民意見等を経て、策定を進めた。

■横手市歴史的風致維持向上協議会の構成（五十音順、敬称略）

氏名	所属、役職	備考
近江谷 正幸	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長	
北河 大次郎	独立行政法人東京文化財研究所近代文化遺産研究室長	
後藤 治	学校法人工学院大学建築学部教授	会長
竹村 勉	秋田県建設部都市計画課長	
千田 孝八	横手市伝統的建造物群保存審議会	
照井 康晴	横手市都市計画審議会	副会長
富樫 泰時	横手市文化財保護審議会	
根岸 洋	公立大学法人国際教養大学国際教養学部助教	
林 良彦	独立行政法人奈良文化財研究所客員研究員	
平元 美沙緒	まちづくりファシリテーター	
藤原 恵美子	横手市景観審議会	
舟引 敏明	公立大学法人宮城大学事業構想学部教授	
見田 貞一郎	横手市教育委員会教育総務部長	H 30.3.31 退任
栗田 律子		H 30.4.1 就任
渡部 幸伸	横手市建設部長	H 30.3.31 退任
小原 信美		H 30.4.1 就任



計画策定の体制図

5 計画策定の経緯

庁内関係課との連携を図りながら検討を進めるとともに、「横手市歴史的風致維持向上協議会」や各種審議会等における意見を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成28年	6月27日	部局長会議において庁内推進体制を組織化
平成28年	7月20日	第1回関係課長・担当者合同会議
平成28年	8月23日	第2回担当者会議
平成28年	10月3日	第2回関係課長、第3回担当者合同会議（現地視察）
平成28年	12月12日	第3回関係課長、第4回担当者合同会議
平成29年	11月18日	第5回担当者会議
平成29年	2月20日	第4回関係課長、第6回担当者合同会議
平成29年	2月20日	横手市歴史的風致維持向上計画庁内研修会
平成29年	5月2日	第7回担当者会議
平成29年	5月12日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	8月7日	第5回関係課長、第8回担当者合同会議
平成29年	8月21日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	9月4日	
	～5日	計画策定に向けた現地視察会
平成29年	11月10日	政策会議において進捗状況報告
平成29年	12月27日	第6回関係課長、第9回担当者合同会議
平成30年	2月15日	第1回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	3月19日	政策会議において進捗状況報告
平成30年	4月12日	第2回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	4月26日	
	～5月25日	横手市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリックコメント
平成30年	6月3日	第3回横手市歴史的風致維持向上協議会
平成30年	6月25日	横手市歴史的風致維持向上計画 認定申請
平成30年	7月11日	横手市歴史的風致維持向上計画 認定